

入札説明書

日本下水道事業団（以下「事業団」という。）による令和7年度真岡市水処理センター他1施設水質・汚泥分析業務に係る入札公告（役務）に基づく一般競争入札等の手続きについては、関係規定に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本入札に係る契約締結は、令和7年度の日本下水道事業団予算が国土交通大臣の認可を受け、成立することを条件とする。

1. 公告日 令和7年2月19日

2. 契約職

日本下水道事業団 契約職 関東・北陸総合事務所長 吉田 敏章
東京都文京区湯島二丁目31番27号 湯島台ビル

3. 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度真岡市水処理センター他1施設水質・汚泥分析業務
- (2) 業務場所 真岡市水処理センター（栃木県真岡市八木岡1309）及び真岡市二宮水処理センター（栃木県真岡市久下田2140）
- (3) 業務内容 本業務は、真岡市水処理センター（現有処理能力21,760m³/日）及び真岡市二宮水処理センター（現有処理能力2,880m³/日）の流入水、放流水及び脱水ケーキ等の分析を行うものである。
- (4) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4. 競争参加資格

本業務に係る競争に参加するのに必要な資格を有する者とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、契約職による本業務に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 物品購入等競争参加者の選定等に関する達（平成7年12月4日付達第23号。以下「達」という。）第2条第1号から第6号までの規定に該当しない者であること。
- (2) 事業団において、達に基づく令和4・5・6年度一般競争参加資格の認定（業種区分の役務の提供2－（イ）「集計、計算、調査研究」（A又はB等級））を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

入札公告時において当該資格の認定を受けていない者については、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、事業団から「物品購入契約等に係る指名基準の明確化等について（平成11年2月24日付総会発第86号。）」に基づく指名停止を関東区域において受けていないこと。

なお、「関東区域」に含まれる都県は、次のとおりである。

- 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
- (5) 過去 10 年間（平成 26 年 4 月 1 日以降。以下同じ。）に、事業団、国、地方公共団体又はその他の公共機関の発注による下水（下水汚泥を含む）の分析業務を元請けとして受注・完了した実績を有していること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
次のいずれかに該当する 2 者の場合
- 1) 親会社と子会社との関係にある場合
 - 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
次のいずれかに該当する 2 者の場合
- 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (7) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者でないこと。
- (8) (4) で示した期間に真岡市より指名停止措置を受けていないこと。

5. 担当部署

日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 総務・協定課
〒113-0034 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号 湯島台ビル
TEL 03-3818-1212 FAX 03-3818-3524

6. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- ① 提出期間：令和 7 年 2 月 19 日（水）から令和 7 年 2 月 27 日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午前 12 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで。
- ② 提出方法：提出にあつては、持参のほか、郵送等での対応とする。郵送等とは、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便同様のものに限る。）とする。また、郵送等による場合は、提出期限の締切日必着とする。ただし、提出期限の前日までの受領証（書留郵便）や受付印（託送）があるものは有効とする。郵送等での提出とする場合は、必要書類の一式を郵送等するものとし、持参での提出との分割は認めない。送付当日に申請書及び資料郵送等連絡書（様式 7）をファックスすること。
- (2) 申請書は、「様式 1」により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い作成すること。
- ① 業務実績
本業務の競争参加資格があることを判断できる業務実績を、「様式 2」に記載すること。

② 業務実績の確認書類等の提出

①の業務実績として記載した業務に係る契約書の写し等を提出すること。

③ 指名停止措置

4.(8)に示す団体から指名停止の措置を受けていないことを確認するため「様式 5」に記載すること。

④ その他

資料の提出に併せて提出者連絡先を「様式5」に記載すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行う。

(5) 競争参加資格の確認の結果は、令和7年2月28日(金)までに通知する。

(6) 申請書及び資料の作成説明会は行わない。

(7) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 契約職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 本入札説明書を申請書及び資料の作成以外の目的で使用してはならない。

⑥ 申請書及び資料に関する問い合わせ先：5.に同じ。

7. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求められることができる。

① 提出期限：令和7年3月7日(金)午後4時

② 提出場所：5.に同じ。

③ 提出方法：書面は持参又は郵送により提出するものとし、ファックスによるものは受け付けない。

(2) 契約職は、説明を求められたときは、令和7年3月11日(火)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8. 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書等(仕様書、図面、業務委託費内訳書、日本下水道事業団物品購入等一般競争契約入札心得及び契約書案を含む。)に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間：令和7年2月19日(水)から令和7年3月3日(月)まで。持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで。

② 提出場所：5.に同じ。

③ 提出方法：質問書の提出にあつては、持参のほか、郵送等での対応とする。郵送等とは、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便同様のものに限る。)とする。また、郵送等による場合は、提出期限の締切日必着とする。ただし、提出期限の前日までの受領証(書留郵便)や受付印(託送)があるものは有効とする。

④ 質問記述の方法：様式6を使用すること。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、令和7年3月4日(火)から令和7年3月7日(金)までの間、事業団のホームページにて公表する。

事業団 維持管理業務入札情報、真岡市水処理センター

(<https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/bannan/bannanjouhou.html#moka>)

9. 入札の日時及び場所

- (1) 日時： 令和7年3月10日(月) 午後1時
- (2) 場所： 日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 入札室
〒113-0034 東京都文京区湯島二丁目31番27号 湯島台ビル5階
- (3) その他 入札に当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

10. 入札方法等

- (1) 入札書は持参すること。郵送及びファックスによるものは受け付けない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札に当たっては、特記仕様書に定める小規模修繕業務に示す業務の想定額を予め計上し、実績に応じて精算するものであり、入札価格の算定に当たっては想定額どおり計上すべきものであることに注意すること。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除

12. 開札

入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

13. 入札の無効

4.に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約職により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の時に指名停止を受けているものその他開札の時に4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

14. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合

した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (2) (1)において、入札価格の最も低い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を定める。

15. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により契約書を作成するものとする。

16. 支払条件

前払金 なし

部分払い 0回

17. 再苦情申立て

- (1) 契約職からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明に不服がある者は、契約職からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由。ただし、代表者等の記名押印を要する。）により、理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる。再苦情の申立てについては、日本下水道事業団入札監視委員会が審議を行う。

- (2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

① 受付窓口：5. に同じ。

② 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで。

18. 関連情報を入手するための照会窓口

5. に同じ。

19. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊入札心得書及び別冊契約書案を熟読し、遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、本契約の解除又は指名停止を行うことがある。